

19) 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準の状況

「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)第4条第1項及び第2項に基づく特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準は、表4-2-29に示すとおりです。

調査区域における特定工場等において発生する騒音の規制に関する区域の区分は、表4-2-30及び図4-2-13に示すとおりです。

対象道路事業実施区域には、第二種区域及び第三種区域があります。

表4-2-29 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

時間の区分 区域の区分		朝	昼間	夕	夜間
		午前6時～ 午前8時	午前8時～ 午後6時	午後6時～ 午後9時	午後9時～ 翌日午前6時
第一種区域		45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第二種区域		50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第三種区域		60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第四種区域	既設の学校保育所等の周囲50メートルの区域及び第二種区域の境界線から15メートル以内の区域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
	その他の区域	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

備考1) 第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。

- (1) 第一種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
- (2) 第二種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- (3) 第三種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
- (4) 第四種区域：主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

備考2) 市町村が、騒音規制法第4条第2項の規定に基づき、同条第1項の規制基準にかえて適用すべき規制基準を定めることができる範囲は、第3条第1項に定める時間の区分及び区域の区分ごとの基準の下限値以上とする。

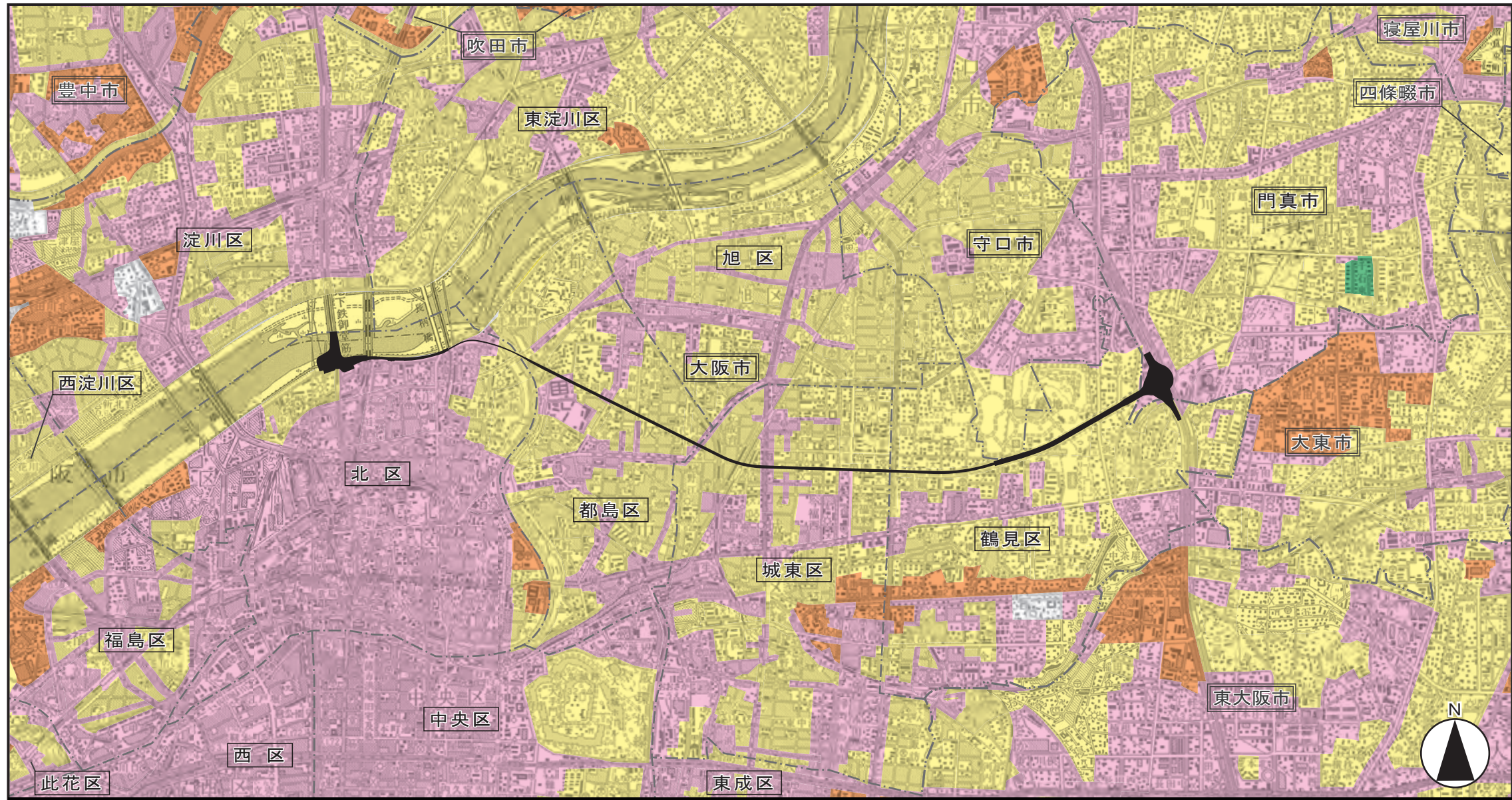
出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号)

昭和61年4月1日大阪市告示第246号・第247号／平成24年3月30日守口市告示第76号・第77号
 平成24年3月30日門真市告示第92号／平成24年3月30日大東市告示第150号・第157号
 平成17年3月18日東大阪市告示第20号・第21号／平成13年4月1日寝屋川市告示第54号
 平成24年3月30日四條畷市告示第17号・第18号／平成13年3月30日豊中市告示第66号・第67号
 平成13年3月30日吹田市告示第87号・第88号

表 4-2-30 区域の区分

区域の区分	該 当 地 域
第一種区域	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域
第二種区域	都市計画法第 2 章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域
第三種区域	都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
第四種区域	都市計画法第 2 章の規定により定められた工業地域

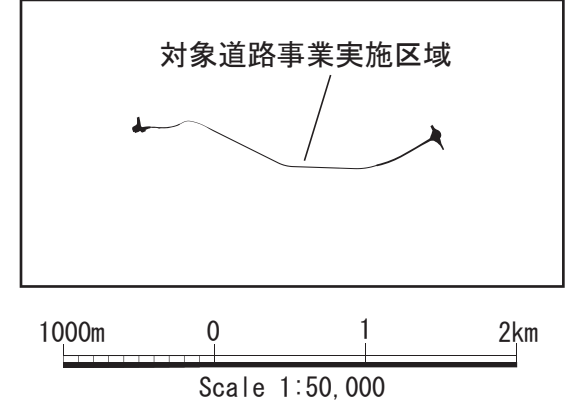
出典：昭和61年4月1日大阪市告示第246号・第247号／平成24年3月30日守口市告示第76号・第77号
 平成24年3月30日門真市告示第92号／平成24年3月30日大東市告示第150号・第157号
 平成17年3月18日東大阪市告示第20号・第21号／平成13年4月1日寝屋川市告示第54号
 平成24年3月30日四條畷市告示第17号・第18号／平成13年3月30日豊中市告示第66号・第67号
 平成13年3月30日吹田市告示第87号・第88号



凡 例	
記 号	名 称
	第一種区域
	第二種区域
	第三種区域
	第四種区域

備考：第四種区域のうち、既設の学校、保育所等の周囲50mの区域内の地域及び第二種区域の境界線から15メートル以内の区域は基準値が異なります。(表4-2-29参照)

出典：昭和61年4月1日大阪市告示第246号・第247号
 平成24年3月30日守口市告示第76号・第77号
 平成24年3月30日門真市告示第92号
 平成24年3月30日大東市告示第150号・第157号
 平成17年3月18日東大阪市告示第20号・第21号
 平成13年4月1日寝屋川市告示第54号
 平成24年3月30日四條畷市告示第17号・第18号
 平成13年3月30日豊中市告示第66号・第67号
 平成13年3月30日吹田市告示第87号・第88号
 大阪都市計画図（平成26年12月、大阪市）
 守口市都市計画図（平成26年4月、守口市ホームページ）
 東部大阪都市計画総括図（門真市）（平成26年4月、門真市）
 東部大阪都市計画総括図（大東市）（平成23年3月、大東市）
 東部大阪都市計画（東大阪市）都市計画図（平成26年8月、東大阪市）
 寝屋川市都市計画図（平成26年1月、寝屋川市）
 東部大阪都市計画総括図（四條畷市）（平成26年4月、四條畷市ホームページ）
 北部大阪都市計画図（豊中市）（平成26年4月、豊中市ホームページ）
 北部大阪都市計画図（吹田市）（平成25年8月、吹田市）



図名 図4-2-13 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音に係る区域区分の指定状況図

20) 振動規制法に基づく道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

「振動規制法」(昭和51年法律第64号)第16条第1項の規定に基づく道路交通振動に係る限度は、表4-2-31に示すとおりです。

調査区域における「振動規制法施行規則」別表第2の備考1及び備考2の規定に基づく区域の区分は表4-2-32及び図4-2-14に示すとおりです。

対象道路事業実施区域には、第一種区域及び第二種区域があります。

表 4-2-31 道路交通振動に係る限度

時間の区分 区域の区分	昼 間 (午前6時～午後9時)	夜 間 (午後9時～翌日午前6時まで)
第一種区域	65 デシベル	60 デシベル
第二種区域	70 デシベル	65 デシベル

備考1) 第一種区域及び第二種区域とは、次の各号に掲げる区域として都道府県知事(市の区域内の区域については、市長。)が定めた区域をいう。

- 一 第一種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- 二 第二種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

備考2) 昼間及び夜間とは、都道府県知事(市の区域内の区域に係る時間については、市長。)が定めた時間をいう。

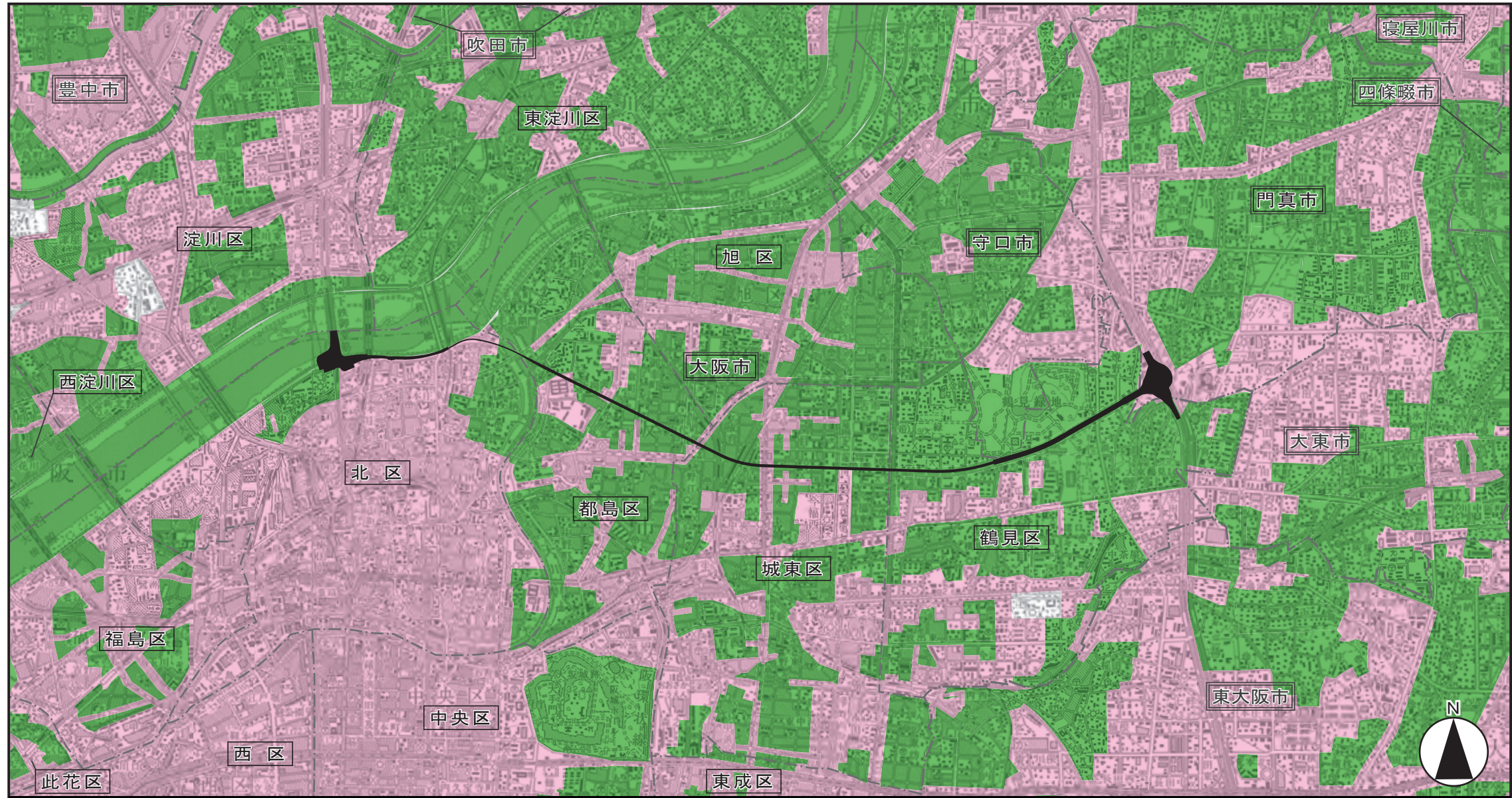
出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号)

昭和61年4月1日大阪市告示第253号／平成24年3月30日守口市告示第83号
 平成24年3月30日門真市公告第6号／平成24年3月30日大東市告示第156号
 平成17年3月18日東大阪市告示第52号／平成13年4月1日寝屋川市告示第59号
 平成24年3月30日四條畷市告示第15号／平成13年3月30日豊中市告示第73号
 平成13年3月30日吹田市公告第39号

表 4-2-32 区域の区分

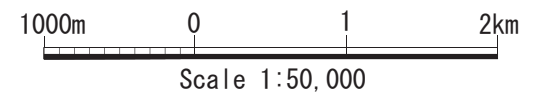
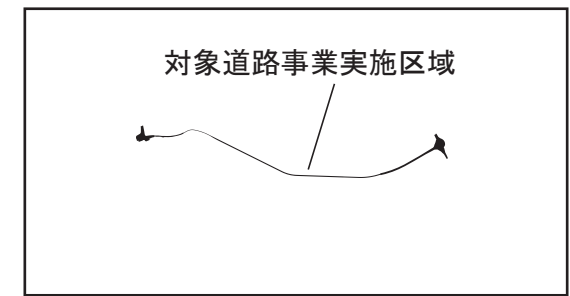
区域の区分	該 当 地 域
第一種区域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
第二種区域	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：昭和61年4月1日大阪市告示第253号／平成24年3月30日守口市告示第83号
 平成24年3月30日門真市公告第6号／平成24年3月30日大東市告示第156号
 平成17年3月18日東大阪市告示第52号／平成13年4月1日寝屋川市告示第59号
 平成24年3月30日四條畷市告示第15号／平成13年3月30日豊中市告示第73号
 平成13年3月30日吹田市公告第39号



凡 例	
記 号	名 称
	第一種区域
	第二種区域

出典：昭和61年4月1日大阪市告示第253号
 平成24年3月30日守口市告示第83号
 平成24年3月30日門真市告示第6号
 平成24年3月30日大東市告示第156号
 平成17年3月18日東大阪市告示第52号
 平成13年4月1日寝屋川市告示第59号
 平成24年3月30日四條畷市告示第15号
 平成13年3月30日豊中市告示第73号
 平成13年3月30日吹田市告示第39号
 大阪都市計画図（平成26年12月、大阪市）
 北部大阪都市計画図（豊中市）（平成26年4月、豊中市ホームページ）
 北部大阪都市計画図（吹田市）（平成25年8月、吹田市）
 寝屋川市都市計画図（平成26年1月、寝屋川市）
 守口市都市計画図（平成26年4月、守口市ホームページ）
 東部大阪都市計画総括図（門真市）（平成26年4月、門真市）
 東部大阪都市計画総括図（大東市）（平成23年3月、大東市）
 東部大阪都市計画（東大阪市）都市計画図（平成26年8月、東大阪市）
 東部大阪都市計画総括図（四條畷市）（平成26年4月、四條畷市ホームページ）



図名

図4-2-14 振動規制区域図

21) 振動規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準の状況

「振動規制法」(昭和51年法律第64号)第15条第1項に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は、表4-2-33に示すとおりです。

調査区域における特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の区分は、表4-2-34及び図4-2-15に示すとおりです。

対象道路事業実施区域には、第一号区域及び第二号区域があります。

表4-2-33 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

項目	区域の区分	第一号区域	第二号区域
振動レベル		特定建設作業の場所の敷地の境界線において、75デシベルを超える大きさのものでないこと	
作業時間帯		午後7時～翌日午前7時の時間内でないこと	午後10時～翌日午前6時の時間内でないこと
*1日あたりの作業時間		1日10時間を超えないこと	1日14時間を超えないこと
作業期間		連続6日を超えないこと	
作業日		日曜日その他の休日でないこと	

注) 基準値を超える大きさの振動を発生する特定建設作業について法第15条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による命令を行うにあたり、1日における作業時間を*欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを妨げるものではない。

備考1) 区域の区分の第一号区域とは、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事(市の区域内の区域については、市長。)が指定した区域。

- イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
- ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域
- ニ 学校、保育所、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80mの区域内

備考2) 区域の区分の第二号区域とは、指定地域のうち前記に掲げる区域以外の区域である。

出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号)

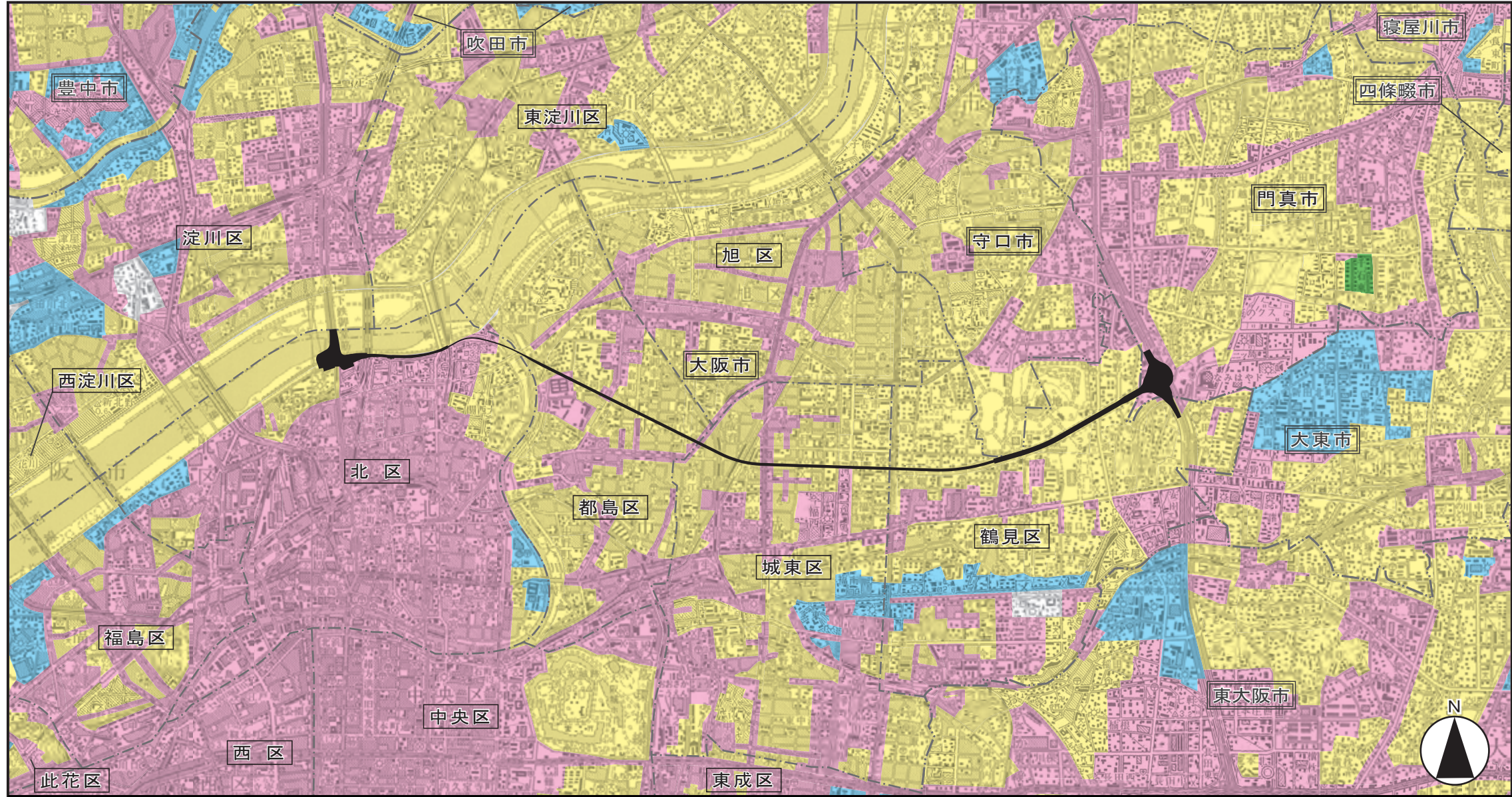
表 4-2-34 区域の区分





区域の区分	該 当 地 域
第一号区域イに該当する区域	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域
第一号区域ロに該当する区域	都市計画法第 2 章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域
第一号区域ハに該当する区域	都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
第一号区域ニに該当する区域	都市計画法第 2 章の規定により定められた工業地域のうち学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 80 メートルの区域内の地域

注) 区域の区分のイ～ニは、表4-2-32備考に示すイ～ニに対応する。

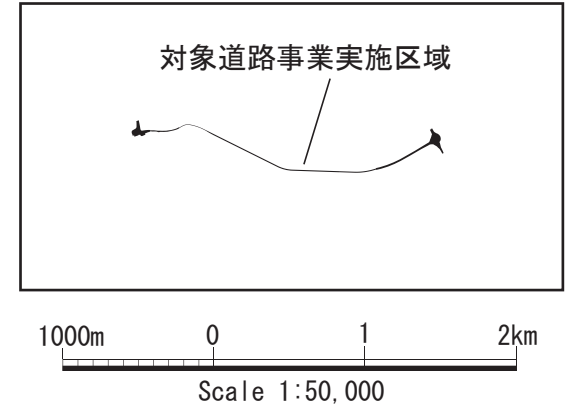
出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号)

昭和61年4月1日大阪市告示第250号・第252号
 平成24年3月30日守口市告示第80号・第82号
 平成24年3月30日門真市公告第93号・第5号
 平成24年3月30日大東市告示第153号・第155号
 平成17年3月18日東大阪市公告第22号・第53号
 平成13年4月1日寝屋川市告示第55号・第58号
 平成24年3月30日四條畷市告示第19号・第14号
 平成13年3月30日豊中市告示第70号・第72号
 平成13年3月30日吹田市公告第89号・第38号



凡 例	
記 号	名 称
	第一号区域イに該当する区域
	第一号区域ロに該当する区域
	第一号区域ハに該当する区域
	第二号区域に該当する区域 (ただし、学校、保育所、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内の地域は第一号区域ニに該当する)

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日 総理府令第58号）
 昭和61年4月1日大阪市告示第250号・第252号
 平成24年3月30日守口市告示第80号・第82号
 平成24年3月30日門真市告示第93号・第5号
 平成24年3月30日大東市告示第153号・第155号
 平成17年3月18日東大阪市告示第22号・第53号
 平成13年4月1日寝屋川市告示第55号・第58号
 平成24年3月30日四條畷市告示第19号・第14号
 平成13年3月30日豊中市告示第70号・第72号
 平成13年3月30日吹田市告示第89号・第38号
 大阪都市計画図（平成26年12月、大阪市）
 北部大阪都市計画図（豊中市）（平成26年4月、豊中市ホームページ）
 北部大阪都市計画図（吹田市）（平成25年8月、吹田市）
 寝屋川市都市計画図（平成26年1月、寝屋川市）
 守口市都市計画図（平成26年4月、守口市ホームページ）
 東部大阪都市計画図（門真市）（平成26年4月、門真市）
 東部大阪都市計画図（大東市）（平成23年3月、大東市）
 東部大阪都市計画（東大阪市）都市計画図（平成26年8月、東大阪市）
 東部大阪都市計画図（四條畷市）（平成26年4月、四條畷市ホームページ）



図名 図4-2-15 振動規制法に基づく特定建設作業の振動に係る区域の指定状況